

2020年4月27日

厚生労働省

保険局長 濱谷 浩樹 殿

特定非営利活動法人 日本人間ドック健診協会

理事長 那須繁

公益財団法人 予防医学事業中央会

理事長 櫻林 郁之介

新型コロナウイルス感染流行下における健診のあり方についての要望書

4月7日に政府から7都府県を対象に緊急事態宣言が発令され、4月16日には全都道府県が対象地区となりました。引き続き保険局より保険者等へ4月8日に通知、4月17日に改訂通知された特定健診等の保健事業の休止要請により、緊急事態宣言の対象地域を中心に健診事業が休業となりました。休業は受診者や職員が外出を制限することに寄与し、また健診実施現場での感染リスク低減につながるため、緊急事態宣言の趣旨に即した対応と言えます。

一方、緊急事態宣言は5月6日を期限としているものの、現在の状況を勘案すれば延長となる可能性もあります。さらに、新型コロナウイルスの克服には1年以上の期間が必要である事は明らかであり、今後も繰り返し緊急事態宣言が発令される事態も考えられます。

そのような状況において、今後も健診の実施が制限されることになれば、年間を通じて地域及び職域における適切な健康管理のための検査受診の機会を逸することになります。そのことは、がんの早期発見が出来ずに進行したり、重度な高血糖や高血圧等が長期間にわたって放置されることにより病状が悪化すること等にもつながりかねません。また、事業休止が長期になれば経営が破綻する健診機関がでる可能性も高く、これまで積み上げてきた日本の健診実施体制にも大きな影響を及ぼすことになりかねません。

その一方で、健診会場での感染防止のためには、医療機器の十分な消毒、受診者数の制限、オンラインでの指導、従業員の体調管理等の3密防止をはじめとする様々な対策を行うことは大変重要です。私共もガイドライン等を作成し全国の健診機関で徹底することで、安心、安全な健診や人間ドックを着実に実施してゆく所存です。

このような事を踏まえたうえで、被保険者や被扶養者の健康管理を推進していく事が重要であると考え下記の要望をいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染流行下においても、徹底した感染防止対策のもとで健診や人間ドックを継続的に実施し、国民の健康管理に貢献することを可能とする。
2. 今回の緊急事態宣言が解除された場合には、特定健診、特定保健指導の実施を適切に推進していけるよう、保険者等への周知を願いたい。

以上